

チャレンジ応援制度

アワード 2024 募集要項

学部生対象

千葉商科大学教育後援会
(在学生保護者の会)からのお知らせ

最大10万円給付!! チャレンジ応援制度
アワード2024

■募集内容

- ・個人・団体を問わず、様々なチャレンジ結果を表彰
 - ・社会や大学の活性化に貢献した個人・団体が対象
- ※自薦・他薦問わず応募することができます



【お問合せ】 千葉商科大学教育後援会事務局(社会連携推進課)
E-mail esa-info@cuc.ac.jp Tel 047-320-8667

■チャレンジ応援制度とは

学部生の学生生活を活性化することを目的とし、学部生の「主体的で意欲的な活動」や様々なチャレンジに挑む「取り組み」や「結果」に対して、千葉商科大学教育後援会(在学生保護者の会)が活動を応援する制度で、選考を通過すると評価点数に応じて最大10万円が給付されます。

■募集内容

メニュー	募集概要	給付額
アワード	個人・団体問わず、様々なチャレンジ結果を表彰 挑戦した活動において顕著な実績を残すとともに、その功績によって大学や社会の活性化に貢献した人物・団体を表彰します。	最大 10 万円

■申請条件(次の 4 つの条件を満たすものとします)

- (1) 千葉商科大学に在学中の学部生
- (2) チャレンジ応援制度の趣旨を理解している。
- (3) 千葉商科大学教育後援会主催のイベント等において、活動内容の発表を行うことができる。
- (4) 表彰内容、氏名、所属学科等を千葉商科大学教育後援会の広報等に使用することを承諾できる。

■申請から給付金交付後までの流れ

NO	内容	
1	書類選考	申請書類一式(データ)を送信します。
2	選考結果	選考後、1週間以内を目安にメールでご連絡します。
3	授与式	給付対象者は必ず出席してください。(給費金をお渡しします)

■申請期間・書類選考日

申請期間	書類選考	選考結果	授与式
4/1(月)～4/21(日)	5/11(土)	書類選考後 個別に通知	7/20(土)
4/22(月)～7/7(日)	7/20(土)		9/14(土)
7/8(月)～9/1(日)	9/14(土)		11/9(土)
9/2(月)～10/27(日)	11/9(土)		12/14(土)
10/28(月)～12/1(日)	12/14(土)		1/25(土)
12/2(月)～1/5(日)	1/25(土)		3/1(土)
1/6(月)～2/16(日)	3/1(土)		個別に通知

※給付金額については、厳正な選考を行った結果決定します。選考の結果、給付対象の活動が選出されない場合もあります。

■提出書類(CUCPORTAL からダウンロードしてください)

資料概要		資料内容	
様式 2-1	A4(1 枚)	申請書	申請者情報・活動概要・連絡担当者情報・活動区分など
様式 2-2	A4(1 枚)	活動実績報告	目的・概要・結果・活動スケジュールなど
プレゼンテーション資料 (パワーポイント)		活動内容や実績等を紹介するもの(自由形式)	

※提出期日を過ぎての申請書類(データ)の受領・差替えはできません。

■応募区分

自薦と他薦では書類の記載方法が異なりますので、注意してください。

様式 2-1【アワード】	【申請区分】欄	【連絡担当者】欄	
	区分①	主担当	推薦者
自身で応募する	「自薦」を選択	自分の情報を記入	記入しない
他人を推薦する (対象者の承諾を得ること)	「他薦」を選択	推薦したい人の情報を記入	自分の情報を記入

■申請方法

以下の URL にアクセスし、「応募用ファイル送信フォーム」から申請書類一式（データ）を送信してください。

※スマートフォンからはアクセスできませんので、必ず PC からアクセスしてください

<https://forms.office.com/r/5addYjdtgf>

■選考について

書類選考の結果により、採択可否と給付金額について総合的に判定します。

■よくある質問集

Q. 書類の記入で注意すべきことは何ですか？

A. 活動概要と活動結果については、できるだけ具体的に記入してください。

Q. 授与式の際の服装はスーツですか？

A. 特に指定はありませんが、フォーマルな服装での参加を推奨しています。（スーツを推奨しています。）

Q. ゴールド学生証をもらうことはできますか？

A. チャレンジ応援制度では、ゴールド学生証の発行はしていません。

希望される方は「千葉商科大学学生表彰」制度に応募し、所定の審査を経る必要があります。

Q. 1人(1団体)で複数(2件以上)の申請することはできますか？

A. 複数の申請はできません。申請できるのは1人(1団体)につき1件です。

■その他注意事項

次のいずれかに該当する場合は、給付金の全額を一括返還していただきます。

- (1) 虚偽の申請をしたとき
- (2) 退学、除籍または転学が決定したとき
- (3) 学則上の懲戒処分を受けたとき
- (4) その他、著しく学生の本分に反する行為があったとき